

平成 28 年度振動規制法施行状況調査の結果について

平成 30 年 3 月 1 日（木）
環境省水・大気環境局大気生活環境室
直通 03-5521-8299
代表 03-3581-3351
室長 吉川圭子（内線 6540）
係長 岩原久恵（内線 6543）
主査 今川雄太（内線 6548）
担当 菅井貴浩（内線 6544）

都道府県等からの報告に基づき、平成 28 年度における振動に係る苦情の件数のほか、振動規制法に基づく地域指定の状況及び届出件数、措置の状況等について取りまとめましたのでお知らせします。

1. 目的

環境省では、振動防止行政の一層の推進を図るため、毎年度、全国の都道府県、市及び特別区を通じ、振動規制法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い、その結果を取りまとめています。

2. 調査結果の概要

（1）振動に係る苦情の件数

振動に係る苦情の件数は、平成 28 年度は 3,252 件で、前年度に比べ 241 件増加しました。

苦情の内訳を見ると、建設作業が最も多く、2,190 件（全体の 67.3%）、工場・事業場が 559 件（同 17.2%）、道路交通が 255 件（同 7.8%）等でした。

（2）振動規制法に基づく地域指定の状況及び届出件数

振動規制法に基づく規制地域を有する市区町村は、平成 28 年度末時点で、全国の市区町村数の 70.9%に当たる 1,234 市区町村でした。

同法に基づき届出された規制対象の工場・事業場（特定工場等）の総数は、平成 28 年度末時点で、全国で 124,744 件でした。また、同法に基づき届出された規制対象の建設作業（特定建設作業）の総数は、42,283 件でした。

（3）振動規制法に基づく措置の状況

平成 28 年度の振動規制法の指定地域内の特定工場等に係る苦情は 135 件でした。当該年度に行われた振動規制法に基づく立入検査は 87 件、報告の徴収は 13 件、振動の測定は 34 件でした。測定の結果、規制基準を超えていたものは 5 件でした。同法に基づく改善勧告及び改善命令は行われませんでした。行政指導が 91 件行われました。

指定地域内の特定建設作業に係る苦情は 632 件でした。当該年度に行われた振動規制法に基づく立入検査は 451 件、報告の徴収は 68 件、振動の測定は 114 件でした。測定の結果、規制基準を超えていたものは 3 件でした。同法に基づく改善勧告及び改善命令は行われませんでした。行政指導が 497 件行われました。

(4) その他

調査により得られた自治体毎のデータは後日ホームページで公表いたします。

3. 調査結果の詳細

3-1. 振動に係る苦情の件数

(1) 苦情件数の推移

平成 28 年度に全国の地方公共団体が受理した振動に係る苦情の件数は 3,252 件であった。これは、前年度 (3,011 件) と比べて 241 件 (8.0%) の増加となった (図 1)。

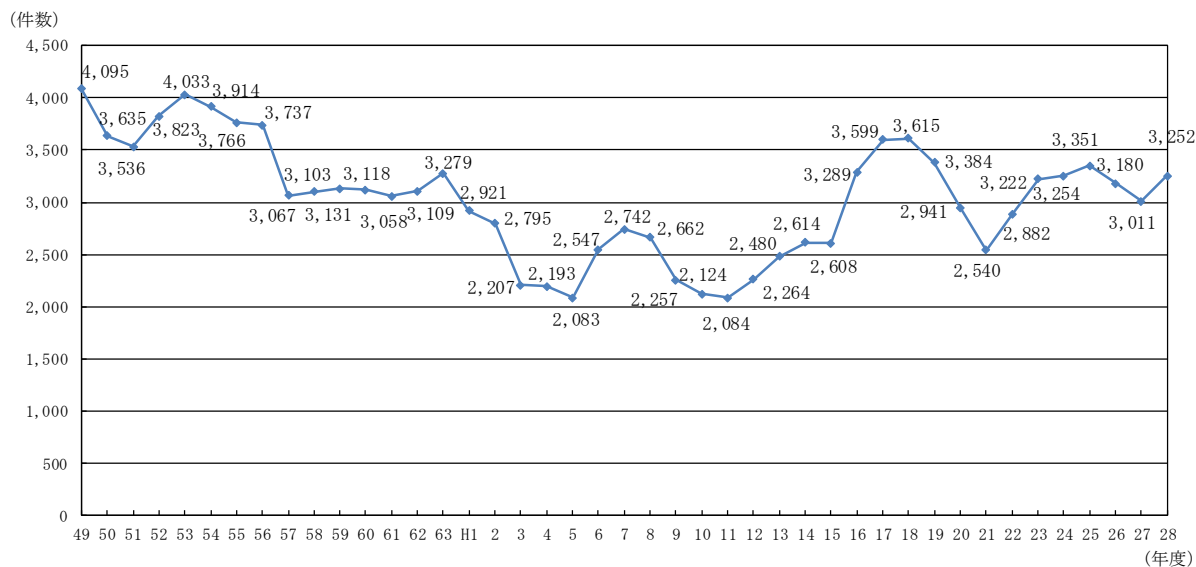


図1 振動苦情件数の推移

(2) 発生源別の苦情件数

平成 28 年度の苦情件数を発生源別にみると、建設作業が 2,190 件（全体の 67.3%）で最も多く、次いで工場・事業場 559 件（同 17.2%）、道路交通 255 件（同 7.8%）、鉄道 24 件（同 0.7%）の順となっている（図 2、図 3）。

また、前年度と比較すると、建設作業に係る苦情が 229 件（11.7%）、工場・事業場に係る苦情が 36 件（6.9%）増加し、道路交通に係る苦情が 10 件（3.8%）、鉄道に係る苦情が 21 件（46.7%）減少した。

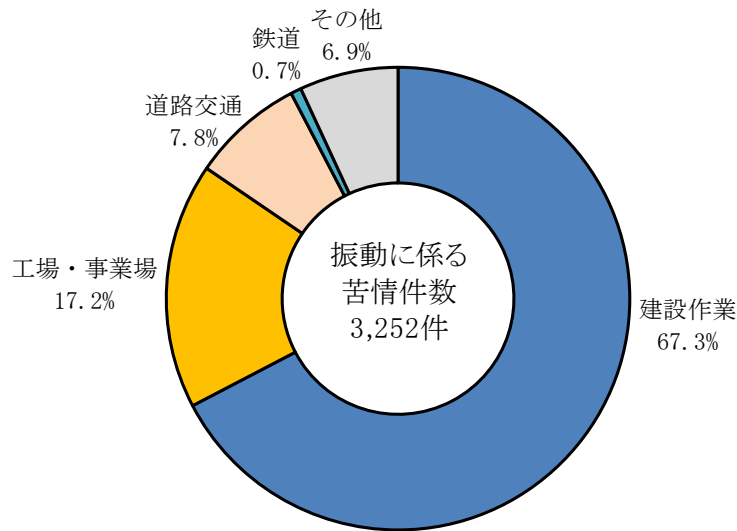


図2 苦情件数の発生源別内訳(平成 28 年度)

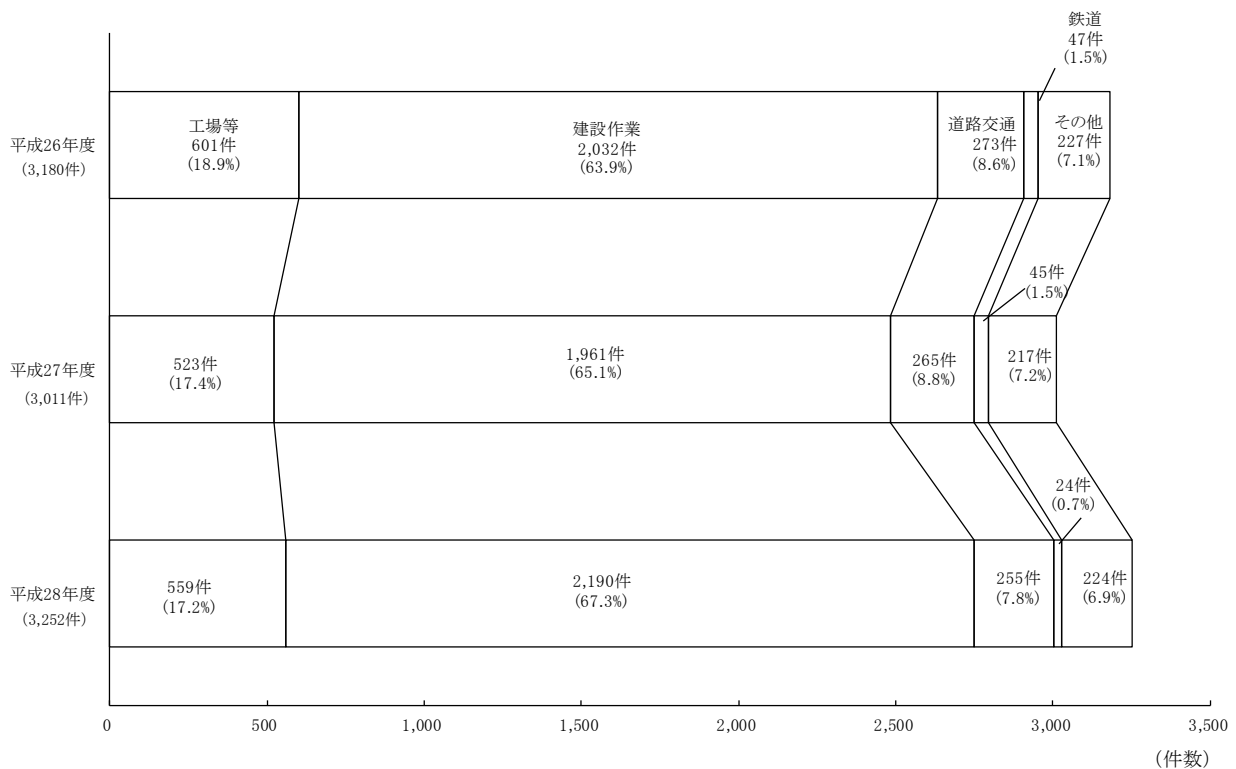


図3 過去3カ年の苦情件数の発生源別内訳

(3) 都道府県別の苦情件数

平成28年度の苦情件数を都道府県別にみると、東京都の888件が最も多く、次いで大阪府が361件、神奈川県が268件、埼玉県が257件、千葉県が245件となっている。振動苦情件数の上位5都府県における合計件数が全体の62.1%に達するなど、大都市を有する地域における苦情が大きな割合を占めた。この傾向は、人口100万人当たりの苦情件数においてもほぼ同様であった。(表1、表2)。

表1 都道府県別苦情件数（上位5都道府県）

苦情件数		人口100万人当たりの苦情件数	
都道府県	件数	都道府県	件数
1 東京都	888	東京都	65
2 大阪府	361	大阪府	41
3 神奈川県	268	千葉県	39
4 埼玉県	257	埼玉県	35
5 千葉県	245	愛知県	32
全国	3,252	全国平均	26

※人口は平成28年10月1日の総務省統計局推計人口による。

表2 苦情件数の都道府県別対前年度増減状況

都道府県	平成27年度	平成28年度	増減	増減率	都道府県	平成27年度	平成28年度	増減	増減率
北海道	68	88	20	29.4%	滋賀県	14	15	1	7.1%
青森県	5	9	4	80.0%	京都府	53	47	△6	△11.3%
岩手県	8	1	△7	△87.5%	大阪府	315	361	46	14.6%
宮城県	31	36	5	16.1%	兵庫県	90	102	12	13.3%
秋田県	10	6	△4	△40.0%	奈良県	6	9	3	50.0%
山形県	7	9	2	28.6%	和歌山県	13	7	△6	△46.2%
福島県	15	17	2	13.3%	鳥取県	9	10	1	11.1%
茨城県	55	56	1	1.8%	島根県	2	3	1	50.0%
栃木県	18	19	1	5.6%	岡山県	27	40	13	48.1%
群馬県	39	30	△9	△23.1%	広島県	29	43	14	48.3%
埼玉県	267	257	△10	△3.7%	山口県	14	8	△6	△42.9%
千葉県	192	245	53	27.6%	徳島県	6	9	3	50.0%
東京都	837	888	51	6.1%	香川県	12	12	0	0.0%
神奈川県	263	268	5	1.9%	愛媛県	14	20	6	42.9%
新潟県	38	37	△1	△2.6%	高知県	4	7	3	75.0%
富山県	9	4	△5	△55.6%	福岡県	50	75	25	50.0%
石川県	10	10	0	0.0%	佐賀県	10	8	△2	△20.0%
福井県	8	7	△1	△12.5%	長崎県	8	8	0	0.0%
山梨県	7	12	5	71.4%	熊本県	22	56	34	154.5%
長野県	23	12	△11	△47.8%	大分県	3	10	7	233.3%
岐阜県	15	27	12	80.0%	宮崎県	16	5	△11	△68.8%
静岡県	49	72	23	46.9%	鹿児島県	33	25	△8	△24.2%
愛知県	262	237	△25	△9.5%	沖縄県	5	3	△2	△40.0%
三重県	20	22	2	10.0%	合計	3,011	3,252	241	8.0%

△は減少を示す。

(4) 規制対象とそれ以外の苦情件数との比較

3-1.(2)で示したとおり、平成28年度の工場・事業場に対する苦情総数559件であり、そのうち振動規制法の規制対象となる指定地域内の特定工場等に対するものは、135件(全体の24.2%)であった。また、建設作業に対する苦情総数2,190件のうち、同指定地域内の特定建設作業に対する苦情は632件(全体の28.9%)となっている(表3)。

表3 規制対象とそれ以外の苦情件数 (工場・事業場、建設作業)

発生源 の種類 年 度		工場・事業場					建設作業				
		特定工場等		左記以外		計	特定建設作業		左記以外		計
		指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外		指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外	
平成27年度	件数	132	12	319	60	523	635	24	1,235	67	1,961
	%	25.2%	2.3%	61.0%	11.5%	100.0%	32.4%	1.2%	63.0%	3.4%	100.0%
平成28年度	件数	135	7	344	73	559	632	19	1,477	62	2,190
	%	24.2%	1.3%	61.5%	13.1%	100.0%	28.9%	0.9%	67.4%	2.8%	100.0%

3-2. 振動規制法に基づく地域指定の状況及び届出件数

(1) 地域指定の状況

振動規制法に基づく規制地域を有する市区町村は、平成28年度末時点で、全国の市区町村数の70.9%に当たる1,234市区町村であった(表4)。

表4 振動規制法地域指定の状況(平成28年度末現在)

	市	区	町	村	計
全市区町村数	791	23	744	183	1,741
振動規制法地域指定	755	23	417	39	1,234
割合(%)	95.4%	100.0%	56.0%	21.3%	70.9%

(2) 特定工場等総数及び特定施設の届出数

振動規制法に基づき届出されている特定工場等の総数は、平成28年度末時点で124,744件で、前年度(124,698件)より46件増加している(表5)。また、特定施設の総数は827,373件で前年度(827,133件)より240件増加している(表6の②)。

特定工場等の内訳をみると、主な特定施設として圧縮機を届け出ているものが35.7%と最も多く、次いで、金属加工機械が30.1%、織機が13.9%の順となっている(表6の①)。

特定施設の届出数の内訳をみると、金属加工機械が31.3%、織機が28.2%、圧縮機が24.7%とこれら3施設で全体の8割以上を占めている(表6の②)。

表5 特定工場等総数の最近の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
特定工場等総数	126,535	124,698	124,744
対前年度比 (増減率)	△3,012 (△2.3%)	△1,837 (△1.5%)	46 (0%)

表6 法に基づく届出件数(平成28年度末現在)

①特定工場等総数			②特定施設総数		
主要な設置特定施設	総数	(%)	特定施設	総数	(%)
金属加工機械	37,599	30.1%	金属加工機械	259,328	31.3%
圧縮機	44,496	35.7%	圧縮機	204,256	24.7%
土石用破砕機等	4,051	3.2%	土石用破砕機等	19,692	2.4%
織機	17,367	13.9%	織機	233,065	28.2%
コンクリートブロックマシン等	775	0.6%	コンクリートブロックマシン等	2,286	0.3%
木材加工機械	2,252	1.8%	木材加工機械	4,123	0.5%
印刷機械	9,698	7.8%	印刷機械	35,844	4.3%
ロール機	645	0.5%	ロール機	3,776	0.5%
合成樹脂用射出成形機	6,719	5.4%	合成樹脂用射出成形機	59,049	7.1%
鋳造型機	1,142	0.9%	鋳造型機	5,954	0.7%
計	124,744	100.0%	計	827,373	100.0%

(3) 特定建設作業の実施届出件数

平成28年度中の特定建設作業実施届出件数は42,283件(前年度40,133件)であり(表7)、その内訳をみると、ブレーカーを使用する作業が36,418件(同33,284件)、くい打機等を使用する作業が4,991件(同5,058件)の順となっており、これらが大部分を占めている(表8)。

表7 特定建設作業件数の最近の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
特定建設作業届出件数	38,803	40,133	42,283
対前年度比 (増減率)	△1,603 (△4.0%)	1,330 (3.4%)	2,150 (5.4%)

△は減少を示す。

表8 特定建設作業の届出件数

特定建設作業の種類	届出件数	(%)
くい打機等を使用する作業	4,991	11.8%
鋼球を使用して破壊する作業	155	0.4%
舗装版破砕機を使用する作業	719	1.7%
ブレーカーを使用する作業	36,418	86.1%
計	42,283	100.0%

3-3. 振動規制法に基づく措置の状況

(1) 特定工場等に対する措置等の状況

3-1.(4)に示すとおり、平成28年度の振動規制法の指定地域内の特定工場等に係る苦情は135件(前年度132件)であった。

これに対して振動規制法に基づき行われた措置は、立入検査が87件(同111件)、報告の徴収が13件(同22件)、振動の測定が34件(同46件)であった。測定の結果、規制基準を超えていたものは5件(同11件)であり、改善勧告及び改善命令は0件(同0件)だった。なお、これらの振動規制法に基づく措置のほか、行政指導が91件(同121件)行われた(表9)。

表9 指定地域内の特定工場等振動に係る措置等の状況

	平成27年度	平成28年度
立入検査	111	87
報告の徴収	22	13
振動の測定	46	34
(うち基準超過)	11	5
改善勧告	0	0
改善命令	0	0
行政指導	121	91
(参考)苦情件数	132	135

注)苦情に対して振動規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。

(2) 特定建設作業に対する措置等の状況

3-1.(4)に示すとおり、平成28年度の振動規制法の指定地域内における特定建設作業に係る苦情は、632件(前年度635件)であった。

これに対して振動規制法に基づき行われた措置は、立入検査451件(同504件)、報告の徴収68件(同102件)、振動の測定114件(同120件)であった。測定の結果、基準を超えていたものは3件(同8件)であり、改善勧告及び改善命令は0件(同0件)だった。なお、これらの振動規制法に基づく措置のほか、行政指導が497件(同574件)行われた(表10)。

表10 指定地域内の特定建設作業振動に係る措置等の状況

	平成27年度	平成28年度
立入検査	504	451
報告の徴収	102	68
振動の測定	120	114
(うち基準超過)	8	3
改善勧告	0	0
改善命令	0	0
行政指導	574	497
(参考)苦情件数	635	632

注)苦情に対して振動規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。

(3) 道路交通振動に対する措置の状況

平成 28 年度の振動規制法の指定地域内における道路交通振動の苦情は 222 件（前年度 237 件）であった。

これに対して振動規制法に基づき行われた措置は、振動の測定が 73 件（同 62 件）であり、測定の結果、要請限度を超えていたものは 0 件（同 0 件）であった。また、都道府県公安委員会に対する要請及び道路管理者に対する要請は 0 件（同 0 件）だった。

なお、これらの振動規制法に基づく措置のほか、都道府県公安委員会に対する同様の措置依頼が 2 件（同 11 件）、道路管理者に対する措置依頼が 82 件（同 114 件）行われた（表 11）。

表11 指定地域内の道路交通振動に係る措置等の状況

	平成27年度	平成28年度
振動の測定	62	73
（うち要請限度超）	0	0
公安委員会への要請	0	0
道路管理者への要請	0	0
要請以外の公安委員会への措置依頼	11	2
要請以外の道路管理者への措置依頼	114	82
（参考）苦情件数	237	222

注) 苦情に対して振動規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。